

うきは市告示第57号

令和7年第2回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

令和7年5月9日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和7年5月9日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

高木亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

熊懷 和明君

江藤 芳光君

○応招しなかった議員

令和7年 第2回（臨時）うきは市議会会議録（第1日）

令和7年5月9日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年5月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案上程（選挙第1号1件、報告第1号1件、議案第45号から議案第52号まで8件）
- 日程第4 市長の提案理由説明
- 日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第8 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）
- 日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第10 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第11 議案第49号 副市長の選任について
- 日程第12 議案第50号 監査委員の選任について
- 日程第13 議案第51号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第52号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案上程（選挙第1号1件、報告第1号1件、議案第45号から議案第52号まで8件）
- 日程第4 市長の提案理由説明

- 日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第8 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）
- 日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第10 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第11 議案第49号 副市長の選任について
- 日程第12 議案第50号 監査委員の選任について
- 日程第13 議案第51号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第52号 教育委員会委員の任命について

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
都市整備課長	辻 宏和君	水環境課長	瀧内 宏治君
うきはブランド推進課長		柳原由美子君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開会

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから令和7年第2回うきは市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に4番、樋口隆三議員、5番、組坂公明議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、議案の上程を行います。

まず、選挙第1号1件、報告第1号1件、議案第45号から議案第52号までの8件、以上を上程をいたします。

日程第4. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日、令和7年度第2回うきは市市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用の中御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて令和7年度も始まり早いもので1か月が経過をいたしました。さきの3月定例会において御承認をいただきました本年度予算につきまして、現在、計画的に執行に全力を挙げているところでございます。

本日、御提案申し上げます議案は、人事案件4件、予算案件1件、その他案件4件の計9件となっております。

まず、報告第1号は、和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第45号、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。地方交付税等の歳入が確定したことから、補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億4,521万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税3億3,748万1,000円、地方消費税交付金5,509万5,000円の増額補正と基金繰入金2,440万2,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務管理費4億1,536万4,000円の増額を計上いたしております。

議案第46号は、うきは市税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは市税条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので議会に承認を求めるものでございます。

議案第47号は、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等が定める省令等の一部

改正に伴い、うきは市地域経済牽引事業の促進にかかる固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので議会の承認を求めるものでございます。

議案第48号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第49号は副市長の選任についてでございます。現副市長が本年6月1日をもって任期満了となりますので、地方自治法第162条の規定により、新たな副市長を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第50号は、監査委員の選任についてでございます。監査委員のうち1名が令和7年6月1日をもって任期満了となりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第51号は、公平委員会委員の選任についてでございます。公平委員会委員3名が令和7年6月1日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第52号は、教育委員会委員の任命についてでございます。教育委員会委員のうち1名が令和7年5月23日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際、改めて御説明を申し上げます。いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第5. 選挙第1号

○議長（江藤 芳光君） それでは審議に入りたいと思います。

日程第5、選挙第1号、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。まず、選挙管理委員会委員に國武輝興さん、末金良幸さん、後藤一善さん、穴見千恵美さんの4名、次に、選挙管理委員会委員補充員に、順位1番、田中フヂ子さん、順位2番、高木勲美さん、順位3番、佐藤涉子さん、順位4番、樋口孝八さんの4名を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方々が、選挙管理委員会委員及び補充員に当選をなされました。

日程第6. 報告第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） おはようございます。生涯学習課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の規定により、令和7年4月25日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和7年5月9日提出、うきは市長権藤英樹。

次のページお願いいたします。

専決第6号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月25日、うきは市長権藤英樹。

3ページ、次のページをお願いします。

まず、現在生涯学習課で、当時うきはブランド推進課の職員が公用車での物損事故を起こしてしまったことについて深くおわび申し上げます。本件は、令和5年7月28日金曜日に、9時

50分頃、道の駅うきは駐車場内におきまして発生をしております。当時、ブランド推進課の職員が道の駅うきは駐車場内を走行していた際に、先行する相手方車両が右折したため、そのまま前進すると判断し、直進したところ、相手方車両が後ろ向き駐車のため後進してきたため、公用車右側後方タイヤ部分に相手方車両後方部分が接触し破損させたものになります。損傷状況は全員協議会で御説明しました資料のとおりでございます。

相手方は記載のとおりでございます。

和解の内容及び損害賠償額は、うきは市の損害額が17万3,806円で、相手方の損害額が29万9,191円で、車両の修繕料になっております。

責任割合はうきは市、相手方とも50%でございます。

決済方法等は、うきは市が相手方に対しまして、支払う50%の負担額の14万9,596円と相手方がうきは市に対して支払う50%の負担額の8万6,903円を相殺した差額6万2,693円をうきは市が相手方に支払い、今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで和解をいたしております。

和解の成立が令和7年4月25日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。

今後、職員の安全運転の意識向上に努め、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第7. 議案第45号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第7、議案第45号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財政課長の高瀬でございます。議案書の4ページになります。

議案第45号専決処分の承認を求めることについて。

令和6年度うきは市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和7年5月9日提出、うきは市長権藤英樹。

5ページの朗読は省略させていただきます。

それでは、専決補正予算書のほうをお願いいたします。１ページでございます。

専決第２号令和６年度うきは市一般会計補正予算（第１０号）。

令和６年度うきは市の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億１，５１５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８８億４，５２１万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。令和７年３月３１日、うきは市長権藤英樹。

それでは、歳入予算のほうから説明してまいります。８ページをお願いいたします。

これから順次説明いたします各種譲与税、交付金等につきましては、国または県が徴収した税等に対しまして、法令に基づく配分率で市町村に交付されるものでございます。年間２回ないし４回に分けて交付をされておりまして、年度末の最終月の３月に交付を受けることになりますので、額の確定に伴い補正を行ったものでございます。

まず、２款１項１目地方揮発油譲与税は１６２万９，０００円の減額補正でございます。

続きまして９ページ、２款２項１目自動車重量譲与税は６５６万９，０００円の減額補正でございます。

続きまして１０ページ、２款３項１目森林環境譲与税は１６８万２，０００円の減額補正でございます。

１１ページ、３款１項１目利子割交付金は４９万７，０００円の増額補正でございます。

１２ページ、４款１項１目配当割交付金は８６３万２，０００円の増額補正です。

１３ページ、５款１項１目株式等譲渡所得割交付金は２，４８１万７，０００円の増額補正でございます。

１４ページ、６款１項１目法人事業税交付金は６２０万６，０００円の増額補正でございます。

１５ページ、７款１項１目地方消費税交付金は５，５０９万５，０００円の増額補正でございます。

続きまして１６ページ、８款１項１目ゴルフ場利用税交付金は８７万３，０００円の増額補正です。

１７ページ、９款１項１目環境性能割交付金は１９７万４，０００円の増額補正です。

１８ページ、１０款２項１目新型コロナウイルス感染対策地方税減収補てん特別交付金、こちらのほうは２万３，０００円の減額補正でございます。

１９ページ、１１款１項１目地方交付税は、特別交付税３億３，７４８万１，０００円の増額補正でございます。

続きまして２０ページ、１２款１項１目交通安全対策特別交付金は５０万７，０００円の増額

補正でございます。

21ページ、16款3項1目総務費県委託金は県民税徴収に係る県からの委託金収入で37万3,000円の増額補正でございます。

22ページ、18款1項2目指定寄附金は1,300万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、1節のまち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税の1,220万円の増額補正は実績に応じた補正でございます。令和6年度の企業版ふるさと納税の総額は7,370万円で行いました。前年度と比較しますと4,080万円の増額となっており、その要因といたしましては、ラグビータウンプロジェクトに対する寄附額の増加によるものでございます。

2節の災害見舞金は、福岡市南区にあります福岡海星女子学院附属小学校保護者会様より、令和5年度の大災害復旧費にということで3万500円の寄附をいただいたものでございます。昨年度に引き続きの寄附となっております。

3節の民生費寄附金はJR九州様より観光列車ななつ星の見送りを続けていた山春保育所に対しまして、77万円の寄附をいただいております。

続きまして、23ページ19款1項1目財政調整基金繰入金は、令和6年度予算における財源不足による補填財源といたしまして、財政調整基金の取崩しを予定しておりましたが、その後新たな財源の獲得や各種交付金の増額、入札による工事費等の減額によりまして財政調整基金からの繰入れが不要となりました。財源不足を補うための予算、2,440万2,000円を減額するものでございます。

続きまして24ページ、歳出のほうに移ります。

2款1項7目財政調整基金費4億1,536万4,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして公共施設等整備基金の4億364万2,000円は、各種交付金等の増額による歳入剰余金を基金に積み立てるものでございます。公共施設等整備基金に積み立てる理由といたしましては今後実施する公共事業といたしまして、老朽化した施設の更新及び新たな工業団地の造成など、多額の費用を伴うものがございまして、その一つの財源として活用していくため、当該基金に積み立てるものでございます。今回の積立てで公共施設等整備基金の残高は28億9,000万円余と見込んでおります。

続きまして、地域振興基金はJR九州様からいただいた基金を一旦基金に積みまして、将来的には旧山春保育所跡地の活用、あるいは同地区の地域振興策に寄与するような事業に活用していく予定でございます。

ふるさと・まごころ基金は企業版ふるさと納税のうちラグビータウンプロジェクト分として1,080万円を増額するものでございます。

宿泊税交付金基金の１５万２，０００円は、交付を受けた宿泊税交付金におきまして、令和６年度に実施した事業費の減額等により、基金に余りが生じたので、基金に積み立て、令和７年度以降の事業に充てる予定にしております。

続いて、２款１項８目の企画費でございますが、企業版ふるさと納税による財源組替でございます。

２５ページ、２款２項１目税務総務費は、県民税徴収取扱委託金の増額による財源調整でございます。

２６ページ、７款１項３目観光費２１万４，０００円の減額補正は、宿泊税交付金を活用したインバウンド推進事業費補助金の実績額に応じた減額補正でございます。

２７ページ、１１款１項２目農業用施設災害復旧費につきましては、寄附金の充当による財源組替でございます。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。８番、竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） ２４ページ、総務費、総務管理費の７目財政調整基金費の中で、先ほどふるさと・まごころ基金がラグビータウンへということで説明がありましたが、現状のラグビータウンの進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） ただいまのラグビータウンの進捗状況について御質問いただいたところでございます。現在４月から、一応ブランドのほうからこちら生涯学習課のほうに所管が移管しておりますが、現在のまだ進捗状況については整理をしてる段階で、まだ現状としては進んでいない状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） 何を聞きたいんですか、その。あんまり何か、意図をきちっとあれしてください。もう全てを聞きたいというふうな感に聞こえるから。８番、竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） 今回もというか補正予算として組まれていますから、これが何に使われていくのかということをお尋ねしたいから、進捗状況もお尋ねいたしました。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、２回にわたって御質問いただいたラグビータウンプロジェクトの件でございますが、まずもって、今回補正予算として上げさせていただいてる部分は、議員の皆様も御承知のとおり、企業版ふるさと納税でいただいた金額でございます。これについては、使用用途が明確に定められておりまして、企業側のほうからこのラグビータウンプロジェクト、またＬｅＲＩＲＯ福岡の活動に資するお金として使っていただきたいという用途の中で寄附を受けた

ものですので、この1,080万円については、ふるさと・まごころ基金を通じてL e R I R O 福岡のほうにいく分の金額でございますので、これはこれまでの取扱いと全く変わらないところでございます。

また、ラグビータウンプロジェクトの進捗ということでございますが、これまでも3月議会、また12月議会等でもほかの議員の皆様から一般質問や総括質疑等で様々御質問いただいた際にお答えをさせていただいたところが現状でございます。3月議会でも何かしらどなたかの議員さんにお答えをさせていただいたと思っております。そこから今5月でございますので、2か月ぐらいいしか状況がたっていないわけでございますので、特段、3月段階で申し上げた段階から状況は変わっていないというふうに思っておりますが、3月にお話を担当課から申し上げたとおり、東校跡地のところでの芝生、人工芝を一部貼る作業が進捗をしているというふうに伺っておりますし、また今L e R I R O 福岡のほうは御承知のとおりリーグワンのシーズン真っ最中でございますので、その試合に全力を投じられているのではないかというふうに拝察するところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は承認することに決しました。

日程第8. 議案第46号

○議長（江藤 芳光君） 続いて、日程第8、議案第46号の専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課の大石です。よろしくお願いします。

議案書 6 ページをお開きください。

議案第 4 6 号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分をいたしましたので報告し、議会の承認を求めます。令和 7 年 5 月 9 日提出、うきは市長権藤英樹。

7 ページをお開きください。

地方税及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、これが令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、うきは市税条例の一部を改正する必要があるため改正し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

では、8 ページをお開きください。

この改正の、改正文ですが、この改正文の順番に沿って、主なものについて御説明いたします。

まずは上から第 18 条関係です。これは送達すべき書類について送達を受けるべき住所が明らかでない場合、今でも実施しております公示送達の方法についての改正になります。

従来、公示送達は掲示場、玄関前の掲示場にその内容を掲示して行っておりますが、この法律が施行後は、それに加えて、インターネット上にも同様の内容を掲載することになっております。

続きまして、中段辺りでございます、第 34 条の 2 から第 36 条の 3 の 3 について御説明します。ここには、特定親族特別控除の新設に伴う改正となっております。内容としましては、19 歳以上 23 歳未満の親族がおられる場合、その親族の合計所得金額が扶養可能限度額、今年から 58 万になってますが、それを超えたとしても、その取得額に応じて控除額が適用されるという制度です。

この制度に関しまして、本日資料をお出ししておりますので、御覧ください。

被扶養者の所得ごとに対応した控除額の表を提出しておりますので、具体的にはその表を見ていただければ、これぐらい所得があったとしても、控除額が適用されるという制度の新設となります。

続きまして下のほうになりますが、第 82 条関係について御説明します。これは総排気量が 125 cc 以下でありながら、最高出力を 50 cc 相当以下に制御したバイクに対応する種別割の税率区分を新たに設けるものです。

実際は 125 cc とか 100 cc ですが、50 cc 程度の性能に機械的に落としたものは、今までの 50 cc と同じ扱いをしてもよいということです。なお、この新基準バイクに対するナンバープレート及び税率は、従来の 50 cc 原付バイクと同じになります。

次のページをお開きください。

附則第10条の2は、上位法改正に伴う条項ずれの修正です。

附則第10条の3は、特定マンションに対する固定資産税の減額を受ける際の申告についての特例を定めたものになります。

また、附則第10条の6も上位法改正に伴う条項ずれの修正となります。

続きまして、この9ページの末から10ページ、11ページの冒頭部分にかけての改正です。附則16条の2の2、これは新設になりますが、これは加熱式たばこの課税標準についての改正です。

現在、加熱式たばこの課税標準は、その重量及び価格を紙巻きたばこの本数に換算して算出しておりますが、これをまず重量のみで換算する方法に改め、紙巻きたばこ1本に加算する重量も見直すという改正でございます。

最後に、11ページと12ページを御覧ください。

附則になります。今回、改正条例の附則となります。第1条においては、施行日を、第2条以降で、税目ごとの経過措置を規定しております。

対応する新旧対照表は1ページから13ページとなります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は承認することに決しました。

日程第 9. 議案第 47 号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第 9、議案第 47 号専決処分の承認を求めることについて（うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 引き続きお願いいたします。議案書第 13 ページをお開きください。議案第 47 号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和 7 年 5 月 9 日提出、うきは市長権藤英樹。

14 ページをお開きください。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令、これが本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたために改正し、地方自治法 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。

では、15 ページをお開きください。

ちなみに新旧対照表は 14 ページになります。

地域未来促進法に基づき制定しておりますうきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例、これに基づきまして、条件に該当する対象施設、家屋や構築物及びそれらの敷地である土地について、該当すれば固定資産税を 3 年間免除しております。今でも免除しております。ただ、今まではその対象施設の設置期限、これが令和 7 年 3 月 31 日までとなっておりましたが、上位法等が改正されましてその期限を令和 10 年 3 月 31 日までに 3 年間延長することになりました。その延長のための改正です。施行日は、令和 7 年 4 月 1 日となっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9 番、岩淵議員。

○議員（9 番 岩淵 和明君） お尋ねをしたいんですけども、現在の 3 年間延長というところの企業数がどのくらいうきは市であるのかどうか。これは基本的には設備投資を増やしていくっていう政策で、県が地域を指定して、その地域指定で、企業側から届出があったものに対する税の措置だというふうに、以前、そういう流れだったというふうに思ってます。そういう意味では、企業の活性化の問題もあるかと思いますが、うきは市の現状についてちょっとお尋ねをし

たいというふうに思いますし、今後その３年間のところでそういった活性化ができる、設備投資が具体的に計画があるのかどうか、その辺の把握があれば確認したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） この制度は大分前からできておりますので、実は申請をこちら認めてから３年間というふうになっております。ですので、ある企業様とかはもう３年間が終わられた企業もございます。ずっと３年、申請から３年、３年、３年というふうにずれてまいりますので、ちなみに令和７年度に免除する対象は３社ございます。３事業者ございます。その減免総額は、おおよそ８３０万円余りになっております。

まだこのうちの２社は、令和８年度までこれが継続です。今のところはこれなんです、今後３年間また新たに申請ができるようになりましたので、同様に申請されればそこからまた３年間がスタートするんですが、具体的な企業の状況とかは、私のほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） 内容は分かりました。いずれにしても、企業の生産力自体が活発化することを望んでいるわけですが、この処置が全体の生産にどの程度影響してるのかっていうのは、ちょっと正直言って分からないところがあるんで、ただ、うきは市の総生産高は、若干下がっている方向で、いわゆるうきは市のＧＤＰと言われる部分は８３０億ぐらいあったものが８２０億ぐらい、若干下がっている傾向があるんですね。これが何の影響なのかっていうのはちょっと分からないところなんですけども、そういう点では、引き続き注視してこの措置が十分に図られる、生かされることをまた望みたいというふうに思っています。所見だけ述べて終わります。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、岩淵議員から御指摘いただいた部分、いわゆるうきは市のＧＤＰについては、全ての産業が起因するところだと考えておりますので、いわゆる商工業がどれぐらいの影響かというのは、またこちらでも収集・分析していくべきことだと思っています。

今回この制度について、令和１０年３月３１日までということになることについては、民間企業の状況でございますので、どこの事業者さんが今後どういうふうな事業計画を持たれてるのかというのはそれぞれであらうかと思いますが、少なくとも皆様も御承知のとおり、現状、非常に国際情勢が不安定な状況下にありまして、特に中国を中心として、これまで東南アジアも含めてですね、海外に企業展開をされていた事業者さんが国内回帰が進んでいる状況にあります。そういった中で、この国内に戻ってくるときの場所探しをしているというような状況にあります。

そういった中で本市が用意をする工業用地でありますとか、今、遊休地でありますとか、そういったところに積極的にそういった国内回帰の資本が入ってきやすい、そういった要因の一つにこういった制度が活用いただけるのではないかというふうに思っておりますし、既存である事業者さんについても、国内での製造、生産性の向上を求める中で、新たな施設を造っていただくところにも、この制度は御活用いただけますので、そういう意味では今後しっかりと活用いただけるものだというふうに思っておりますので、引き続き、経済状況を注視しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４７号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は承認することに決しました。

日程第１０．議案第４８号

○議長（江藤 芳光君） 日程第１０、議案第４８号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課末次でございます。よろしくお願いいたします。

議案書１６ページをお願いいたします。

議案第４８号専決処分の承認を求めることについて。

議案の朗読は省略いたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分をしまし

たので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第5号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

うきは市国民健康保険税条例の一部を次のように改正いたします。

改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額基準の一部が改正されました。4月1日から施行され、特に緊急を要するものでございましたので、専決処分をさせていただきました。

改正内容は、新旧対照表で御説明をいたします。新旧対照表の15ページをお願いいたします。

アンダーラインが改正箇所です。改正内容は2点で、1点目が、課税限度額の改正でございます。基礎課税額、医療分に係る課税限度額が現行の「65万円」から「66万円」へ改正、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が現行の「24万円」から「26万円」へ改正されました。このため、第2条第2項と第23条第1項中の4行目を、「65万円」から「66万円」に、第2条第3項と第23条第1項中の6、7行目を「24万円」から「26万円」に改めました。

2点目が、国民健康保険税の減額の所得基準の改正でございます。5割軽減の対象となる所得算定において、被保険者数に乗すべき金額が、「29万5,000円」から「30万5,000円」へ改正されたため、第23条第1項2号中の16ページの1行目、16ページになります「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、2割軽減の対象となる所得算定において、被保険者数に乗すべき金額が「54万5,000円」から「56万円」へ改正されたため、第23条第1項3号中の7行目、「54万5,000円」を「56万円」に改めております。

以上、報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 説明いただきましたけど、また去年に引き続き今年もということになるわけですね。何度も御指摘しているとおり、交付後、翌日に施行ということで、非常に何ていうか困った課題だなというふうに思っています。

改めてちょっと確認したいのは、1つは上限額決めること、1点目のところですね、上限額を上げることについて、1つはここで書いてあったと思うんですけども、中間所得層の保険料負担

の軽減を図るっていうふうに書かれています。あの中間所得層というのは、どの範囲を指してるのかちょっと確認をしたいというふうに思います。具体的に税収は幾ら上がるのかというのをどのように見込んでいるのか、見込額を確認をしたいと思っています。

それから3点目には、減免の金額が変わるということで、7割は変わらずに2割と5割が変わっていくということになるかというふうに思いますけれども、それぞれの7割・5割・2割のところの人数がどういうふうに変化を見込んでいるのか、その見込みについて確認をしたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 3点御質問がございまして、1点目の今回の限度額引上げをした場合に、この中間層というのはどういった所得層の範囲なのかという御質問でございますけれども、国民健康保険税の軽減基準よりも所得があり、課税限度額に達しない世帯が中間層になりますけれども、世帯人員や年齢構成で違いがございまして、一概にどの範囲と説明するのは困難でございます。

仮に、40歳以上1人の被保険者で試算した場合であれば、中間層の所得の範囲は2割軽減としない99万円より所得があつて、課税最高限度額に達しない954万円未満を指します。これは世帯構成等でそれぞれ違いますけれども、中間層に関してはこのように認識をしているところでございます。

それから限度額を引き上げた場合の算定課税ごとの増加額の見込みでございますけれども、令和7年度の国保税額は、現在確定しておりません。仮に、今回の課税限度額の引上げを令和6年度の国保税額で、現在の国保加入者に当てはめた場合においては、医療分114万9,000円、後期分112万2,100円、合計で227万1,100円の増となりますけれども、これはもう仮に、去年の分になりますので、今回はまだ所得が確定しておりませんので、想定は困難っていうふうに考えております。

それから、3点目の軽減判定所得基準においての、今回の改正をした場合に軽減される人数とか金額がどう変わるのかという想定でございますけれども、これも課税計算前ですので現状としては把握できません。これまでの昨年度までの改正後の賦課状況から判断すれば、被保険者数の減少から軽減世帯数と金額は令和6年度から減少するものだと考えております。これは成果表のほうでもそのように毎年少しずつ減少をしておりますので、このような傾向になるのではないかと考えております。

ただ、軽減世帯率は増加するのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） 結論から言うと、課税前なので分からないという、そういうことですね。そこに実を言うと、多分非常に弊害があるんだろうなというふうに思って、普通、税がどのくらい見込まれるかっていう予測をしながら予算っていうのは当然立てていくわけですよ。なので、そういう意味では上位法の改正ということもあるけれど、ただ、そこを具体的に自分たちの条例でつくっている財布をどう図るかっていうのは、極めて、ふだんの業務上も含めてですけど、大切なことだというふうに理解してます。

だから、結果論だけではなくて、予測も含めてきちんと立ててほしいなというふうに思っているところです。いずれにしても、空中戦になるのでこの話はやめます。

ただもう一つ確認したいのは、今回これ過去にも言った経過がありますけども、それぞれの上限額に達する範囲について、この国が決める審議会のところでは0.5%から1.5%の範囲内という世帯数について言及しております。

具体的に昨年12月の一般質問のときにも話はさせていただいて、令和6年度の実績等については、分かっています。ただ、今、前提となる今年度、令和7年度賦課される金額が、これから賦課していくわけですので、これも分からないって言えば分からない。ただ、そういったものの一つの指針があることをきちんと理解した上で、この税の施行については、推しはかっていたきたい。あるいは税率の見直しも含めて、あるいはどういうふうに処置していくかっていったところを図っていくっていうのは、そもそも国民健康保険税は、各地方自治体が税率を決めておりますので、各自治体ばらばらなんですね。当然、所得層も当然違ってきますので、そのところを十分に推しはかるということをぜひお願いをしたいなというふうに思います。これは要望だけにとどめておきたいと思います。

最初の話に戻りますけども、例年いつもこれになるんで、改めて提案ですけども、この専決処分っていうのが何年行われたかって言ったら、もう20年ぐらいになるわけですね。ずっと。で、専決処分って地方自治法では特例ということになっている、位置づけになってるんですけど、これは特例じゃなくて異例だというふうに思います。そういう意味では、議会の審査を経ない専決処分というのは、やはり問題があるというふうに思ってまして、そこで提案ですけども、そもそも国民健康保険というのは、国の国民健康保険法に基づいて行われるわけですけど、国がその国民健康保険法に定めているのは国民健康保険料なんです。料なんですよ。うきは市は、今、国民保険税条例ということで税の条例というふうに決めてます。結構多くの自治体やっておりますけども、保険料で運用しているところもあります。そういう意味では、国民健康保険税を廃止して、今の国民健康保険税条例に、国が保険料の賦課や徴収に関する項目を挿入している近隣の自治体もあるんですね。そういうふうな検討をすれば、この流れは、昨年の12月27日に閣議決定して、2月の7日に省令で交付されているんですね。そうすると、十分3月議会に間に合

うし、予測でされている、国保運営協議会で審議していますけれども、それも十分に審査できるというふうなことになるだろうと思うんですね。

そういうふうに税の在り方について、逆に検討していただけないかというふうに思いますので、ぜひ国民健康保険税条例を廃止して、国民健康保険条例に、さっき言いましたけど保険料の賦課徴収に関する項目を挿入して検討できないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 1点目の要望と2点目の提案の件でございますけれども、1点目の要望についてでございますけれども、今回の上限額の引上げとか国保税の軽減判定所得基準の見直しについては、こういう改正を行わないことで、限度額引上げについてはですね、引き上げない場合は、県に納付する国保事業費納付金というのがございますけれども、これがペナルティーとして増額となります。この国保事業費納付金の主な財源は、国保税でございますので、このペナルティーを回避することが国保被保険者の負担軽減につながるものだと考えておりますし、またこのもう一つの軽減判定所得基準についてもですね、この一般会計のほうから国保会計のほうに繰り入れております保険基盤安定負担金は、軽減した保険税額と軽減割合から国・県、御承知のように国・県・うきは市の負担をしているものでございます。この保険基盤安定負担金はこの軽減基準が算出根拠になっておりますので、やはり、今回改正を行うことが、国保被保険者の負担軽減につながるものだと考えておりますので、岩淵議員さんが、先ほど説明された内容自体は承知しておりますけれども、やはり、こういったペナルティーを回避して、きちっと国保事業費納付金を適正に県に納付することが大切だと考えておりますので、こういった国の改正、県の指示等をきちんと適正に行ってまいりたいと考えております。

それから2点目の国保税と保険料の、保険料のほうにしたかどうかという提案のことでございますけれども、これについては、県内でも自治体規模が大きい北九州市や福岡市、久留米市といった政令市や中核市は保険料方式を取っておりますけれども、規模が小さい本市のような市町村は全て保険税方式でございます。

小さい自治体は賦課徴収の手続で、人員や体制から困難であることから、うきは市としては徴収するのは税一本のほうが良いこと、それから、保険税のほうで納付義務関連が強くなること。それから御承知のように徴収権の消滅時効は5年ですけれども、保険料の場合は2年でありますから、こういったことでうきは市のほうは保険税方式を取っておりますので、今のところですね、保険税方式でやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、3回目。

○議員（９番 岩淵 和明君） 丁寧に回答いただいております。

まず、上限額がなぜ決まってくるのか、それとの相殺で減免があるというふうなことで、それぞれの所得の水準、もちろん地方自治体によってそのかかる水準にどういった内容の人間、何ていうか、人数はどういう所得の構成になってるかっていうのはよく分からないところはあるんですけど、まだうきは市は極めて国民健康保険の中でそこにかかる世帯の数が非常に多い。それだけ所得の水準が低いっていう実態があるだろうと思ってます。そういう意味では、上限額の引上げについては、私自身も令和３年以前までは特に拒否はしておりませんでした。ただ１００万を超える課税を、在り方として、専決があるのかということ自体に私自身は疑問を持っているものであります。

そういう意味では全体の税の在り方というよりも、この議決の仕方の問題があって、議会の役割を軽視している。あるいは国保運営協議会でも、この税の在り方について議論は全くしていないですね。毎年上がるけどっていう話は議事録にも載ってますけども、そういう話はなんですね。なんで、そういう点がやはり不十分だというふうなことを思って申し上げていることであります。

その辺についてはぜひ、長々としゃべって大変申し訳ないんですけど、議員の方にも御理解をお願いしたいというふうに思ってます。

それから、税の国保料について、御指摘のとおりだと思います。そういう厳しさっていうか、なぜ保険税にしているのかっていう理由が徴収対策との関係もあるだろうと思います。

ただ、長々としゃべるつもりはありませんけど、現年度で結構引っかかっている、３，０００万を超える金額が滞納として毎年ずっと続けられている。全体は２億から１億まで減って、例年、令和５年度で９，９００万ぐらいまで下がった。ただ、最終的に不納欠損処分するのは、金額として五、六百万、以前よりも減少はしてますけれども、それは徴収税法の何条だったっけ、１５条と１８条かな、ということの部分が多い。もう取れませんというようなことでされているという実態があるわけなんで、それはあんまり変わらないだろうというふうに思うんです。

ただ、さっきおっしゃってる職員が足りなくて賦課するのに大変だという実態があるとすれば、それはそれで内部で検討いただければいいなというふうに思います。

いずれにしても検討もしていただけないということですので、また別の機会にまた申入れさせていただきたいというふうに思います。

最後に、１点だけ国保運営協議会について要望を申し上げたいと思います。

さっき言いましたように、議会のほうでも審査の機能が失われている、報告と承認ということはありませんけども、細かい部分の審査という意味でいうと、議会ではできてないというふうに思ってます。そういう意味では、国保運営協議会での、機能の充実っていうか、そういったところ

もぜひお願いをしたいなというふうに。こういった言い方失礼だと思いますけど、単なる承認機関にならないでほしいなというふうに思いますので、そういった会議運営に努めていただきたいなというふうに思います。

以上です。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 要望でいいですね。榑藤市長、どうぞ。

○市長（榑藤 英樹君） 御要望ですのでもう簡単簡潔に一言申し上げますが、もう議員が一番御承知だと思いますが、事の最たる根源は、やっぱり国の決定の時期だというふうに認識をしています。どうしてもおっしゃられるように、例えば2月の7日とかそういったところで決まって3月議会に間に合うのではないかなというふうなお話もいただきましたが、先ほどありましたような国保運営協議会でありますとか、あとは当然3月議会に向けての準備というのは、基本的には私ども議案として上げるものについては、大体1か月ぐらい前にはあらかじめ内部協議も終えて議会にしっかりと提出をできるような形を整えるというふうなスケジュール感もありますので、そういったところの中でどうしても今の国の毎年の動きではなかなか地方自治体、どこでも苦慮してると思うんですが、この専決に頼らざるを得ないような状況感、議員がおっしゃられるように内容としては、特例ではなくて異例なのかもしれないですが、このタイミング的なものはもうこの特例を用いらざるを得ない状況感にあるというふうに思っております。

ですので、先ほど御要望いただいたこの国保運営協議会の在り方等について、私どもでできる形でしっかりと検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございますか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 申し上げたように、やはり今回の税の引上げの在り方について、根本的に疑問を持っております。そういう点では、うきは市の条例を改正っていうことになるわけですけども、さっきの予算の在り方、どの程度加入者に対して影響があるのかっていったところが全く推しはかれてないといったところをちょっと疑問に思っております。そういったものを含めて、改正の引上げに反対をしたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは次に、賛成討論ございますか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 賛成の立場で意見を述べたいと思います。

今回の問題につきましては、先ほど、岩淵議員からも出ましたようにもう20年近く専決処分という、これはやっぱり先ほど市長の答弁にもありましたように、根本的に国のほうの政策っていうか、これがもうこういった状況でずっと来ております。そしてそれに従わざるを得ない弱小市町村でありますので、このことについてはやむを得ないと思います。

それと先ほどからいろいろ質問があってございましたけど、ただこのことを専決処分したことによって、じゃあ市民に何らかの負担がいたりいろんなことが、問題が生じているのかということに関して言いますと、きちんと処理的にもされてきておりますし、何らそういった問題はこのことで起きておるということには、今の状況ではないと思います。

先ほど質問の中で国民保険税と料との問題等もいろいろ出ておりますけど、やはり今うきは市にとってはやっぱりこの今の形の国民健康保険税方式でいくということが一番最良でもあるかと思いますが、そういったもろもろのことを考えて、今回の提案についてはやむを得ないと思いますので、賛成の立場で意見を出させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論ございますか。討論終わってよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで討論を終わらせていただきます。

本案は起立により採決をいたします。本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 賛成多数です。したがって、議案第48号は承認することに決しました。

それではここで暫時休憩をしたいと思います。再開を10時30分といたします。休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第11. 議案第49号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第11、議案第49号副市長の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。権藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 議案第49号、副市長の選任について御説明申し上げます。

重松邦英副市長が、本年6月1日をもって任期満了となりますので、地方自治法第162条の規定により、後任に吉村祥一氏を議会の同意を得て選任したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今回の副市長選任につきましては賛成することで、ただ、今後のうきは市を考える意味を持って市長のほうに質問したいと思います。

現状、榎藤市長におかれましては、就任してまだ1年もたっていない中での今回の副市長選任ということでありまして、さらには、今のうきは市の状況、いろんな県の事業とかそういった部分を抱えております。そういったことを考えると、今回の副市長の選任については、当然のことだというふうに思っております。これまでうきは市におきましては、国との交流ということはあったものの、やっぱり肝心の県との交流や連携、こういったものに非常にやっぱり欠けていたということは、ほかの議員さんも感じていることではないかなというふうに思っております。

そうした中で、今回市長が、県との連携をしっかりと図りたいと思うことに関しましては理解できますし、副市長選任については賛成するものであります。

今回、私が質問したいのは、うきは市になって、いろんな副市長が誕生いたしました。私の記憶の中で知る限りでは、今回の副市長が6人目かなというふうに思っております。私が言いたいのは、これまでの副市長がただ誰一人、今、うきは市に住んでいないというか、在籍していない、こういったことであります。

私は地元の人材育成につきまして、これまでも何度か一般質問等をしてきました。今のうきは市の置かれている現状からして、県の人材に頼るということは、今回のことについてはやむを得ない人選だということだと思っております。しかしながら、いつまでもほかに頼ってばかりいていいのかなというふうなことを感じております。5年、10年後のうきは市は誰が支えていくのかということであります。榎藤市長自身、まだ若いのでしばらくはうきは市のために尽力していただけるものだというふうに考えておりますけど、やはりそういった市長が若いうちにですね、元気なうちに地元の人材育成に努めてもらいたいということを今回希望するものであります。

何もうきは市に住んでいる人から選考せろということではありません。例えばうきは市出身でも、他県で活躍している人、そういった方もいっぱいいるかと思えます。

将来のうきは市のことを考えてですね、今後はやっぱりもう少し地元にゆかりのある、そして将来はうきは市を引っ張っていくような人選も、今後です。ぜひとも考えていただきたいというふうに思っておりますけど、そういったことに関しまして、市長のお考えをお聞かせいただきたい

いと思っております。

私自身、次の副市長選任のときにですね、この場にいるかどうか分かりませんので、ぜひとも今回、そういったところについての人材育成というか、そういったことを含めた中での市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 今、野鶴議員から御意見等をいただきました。もうまさに野鶴議員がおっしゃられることは十二分に理解をさせていただいております。私自身も本来ならばこの市にゆかりがある、もしくは今まさに住んでおられる中からですね、副市長に選任できる方がいらっしゃれば一番好ましいというふうに思っておりますし、他市、他の市町村等を見ればですね、行政職でしっかりと頑張っておられた方の中から、腹心的にサポートいただくというような体制を取られている自治体も多くございますので、そういった形も一つの形かなというふうに思っているところでございます。

一方で冒頭に野鶴議員から御指摘をいただいたとおり、本当にこれまでの間、高木前市長が3期12年の間、もともとの御出身である国土交通省をはじめとして、今回これまでの間副市長になっていただいた重松副市長の経済産業省であるとか、様々な中央省庁との人脈等も用いまして、国との連携をしっかりと図っていただいたところでございます。その中で、これまでの間、野鶴議員が御経験になられた中でも6名の副市長さんがお越しいただいたというふうに思っております。

その中で私自身も、国・県、様々今行き来をしながら、そういった人間関係でありますとか、政策の連携等についてしっかりと動かさせていただいているところでございますが、その中で今回は福岡県のほうとですね、今、野鶴議員がまさにおっしゃっていただいたように、これまで人事交流も含めてなかなか連携がうまく図れていなかった中で、幾つかの大きな県の事業を、今まさに進行させているところでございます。そういった中で、県行政に明るい方を副市長にお迎えするということは、非常にこの市のこの直近の数年間には特に肝要なことだというふうな判断の下で、今回、吉村さんを提案をさせていただいているところでございます。

議員がおっしゃられるように、今後、この町の中でしっかりと人材育成ということにつきましては、議会議員の皆さんがまたこの地元それぞれの地域で非常に顔も広くて精通されておられますので、議員の皆様からの御紹介や御意見等も賜りながらですね、この地域でしっかりと根づいて活躍をされている方をぜひ御一緒に育成するというような思いで、いずれかのタイミングかでは、ぜひこの町に今まさに在住されている、もしくはゆかりのある方の中からそういった方を輩出できればいいなという思いはあります。

あと今年度の予算で、議会の皆様にお認めをいただいた予算の中で、総務省の地域力創造アド

バイザー、これをお認めをいただきまして、今もう活動のほうに実際入っていただくような形で、任命の交付等も行うようにしておりますが、本市にゆかりのある方を招いて、中央との政策の連携であるとか、あと今一番本市が困っているのが、専門知識を持った方をですね、市役所の中に入れて業務生産性を高めるだとか、新たな取組を行う種をつくるとかそういったことが今非常に本市の市役所の中で求められていることになります。そういった外部人材をたくさん御承知の方を、この地域力活性化のアドバイザーに御就任をいただいて、政策参与として来ていただくようなところを取りまとめしております。また、個人名等が披露できるタイミングになりましたら、ぜひ皆様にもを御紹介をさせていただきたいと思いますが、本市にゆかりのある方を招聘するように考えておりますので、そういったこと等も、野鶴議員から今回御指摘いただいたようなことをしっかり踏まえて、今後の人材育成また人事に当たってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第４９号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は同意することに決しました。

日程第１２．議案第５０号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第１２、議案第５０号監査委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。市長。

○市長（榎藤 英樹君） ありがとうございます。続きまして、議案第５０号、監査委員選任について御提案申し上げます。

監査委員のうち1名が、令和7年6月1日をもって任期満了となりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、引き続き石井好貴氏を議会の同意を得て選任したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 市長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は同意することに決しました。

日程第13. 議案第51号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第51号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ありがとうございます。続きまして議案第51号、公平委員の選任について御提案申し上げます。

公平委員会委員3名が、令和7年6月1日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、引き続き田中鈴子氏、江口和規氏、庄山清美氏を議会の同意を得て選任をしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は同意することに決しました。

日程第14．議案第52号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第52号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ありがとうございます。続きまして、議案第52号、教育委員の任命について御提案申し上げます。

教育委員会委員のうち1名が、令和7年5月23日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、引き続き平位秀敏氏を議会の同意を得て任命したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は同意することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りをいたします。本会議において議決されました案件で、条項、字句・数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条によりその処理を議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議決された案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任していただくことに決定をいたしました。

ここで市長からの挨拶の申出がありますので、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年第2回うきは市議会臨時会閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

本日は慎重な御審議を賜り衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、全ての議案御承認賜り厚く御礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました意見や御提言につきましては十分これを尊重いたしまして、今後の市政運営に心して努めたいと考えております。

特に本日は人事案件につきまして、副市長ほか5名の委員について、満場一致で御同意を賜りましたことに、重ねまして心から感謝を申し上げます。退任をされる重松副市長におかれましては、平成26年度から経済産業省からの出向という形で企画課長またうきはブランド推進課参事をお務めいただいた3年間を含めると、通算7年の長きにわたり本市の要職に就いていただきました。私自身もこれまでの10か月の間、本当に心強く様々な市長職で必要な部分をお支えをいただいて、心から感謝をしているところでございます。

重松副市長におかれましては、もう皆様も御承知のとおり、うきはブランドの立ち上げ、またうきは藤波発電所の建設、先日内覧会、皆様にもお越しいただきました道の駅うきはの発展、これらの事業に力強く推進いただいたほか、直近ではこれも皆様御承知のとおり、脱炭素に向けた取組を力強く進めていただき、その結果うきは市が脱炭素社会の実現を先行的に進める地域であ

る脱炭素先行地域として環境大臣の認定を受けるなど、市政発展のために大変御尽力をいただきました。

先ほどもお礼申し上げましたが、重ねて心より感謝を申し上げる次第でございます。長い間、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

また5名の各委員の皆様におかれましては、引き続きその任についていただくこととお認めいただきました。今後とも、各委員会等にも御助力、御助言等を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

今回御承認いただいた新体制の下、さきの議会で述べさせていただきました施政方針に基づき、新たな気持ちで行政運営に邁進する所存でございます。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導御鞭撻を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、どんどん日差しが強くなり初夏の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましても多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために御尽力賜りますよう、心から祈念を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） それでは報告事項がございます。6月定例会の開会日は6月13日金曜日開会を予定をいたしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう一つの報告でございます。3月定例会におきまして、竹永議員の一般質問の配付資料について、執行部から疑義と抗議の申入れがございました。竹永議員から4月30日に、根拠等の調査と経過の報告書が提出されております。このことについて、本臨時会終了後に議会運営委員会を開催することを御報告させていただきます。

また、この委員会の結果において、議員による全員協議会を開催する予定でありますので、後日連絡をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

以上であります。

これをもちまして、令和7年第2回市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでした。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 樋 口 隆 三

署名議員 組 坂 公 明